

令和7年度

板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金実施要領

(令和7年4月1日産業経済部長決定)

事前相談・申請書提出期間

令和7年4月21日(月)～11月28日(金)

※申請には事前相談が必須となります。事前相談の無い書類は受付できかねます。

※ご相談等で窓口にお越しになる場合、必ず事前にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

板橋区 産業経済部 産業振興課 工業振興係

Eメール: sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

【申請書類提出先】

電子申請サービス(LoGo フォーム)にて申請してください。

● 申請書類 ※申請書類(1)(2)は、板橋区のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(別紙1～4)

※一時移転事業を含む操業環境改善事業を行う場合で、複数年度にまたがる事業を行う場合は別紙3及び4をそれぞれ2枚作製し、申請年度と後年度の内容が分かるようにしてください。

(3) その他添付書類一覧 ※次ページあり

①	企業概要	業務内容、所在地、代表者、社員数などがわかるもの (パンフレット、HPをプリントアウトしたもの等)
②	(法人) 法人登記事項証明書及び定款の写し (個人) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	発行日から3か月以内の原本を添付してください。
③	決算報告書(3期分)	
④	法人(個人)住民税、法人(個人)事業税、固定 資産税の納税証明書又は納税義務がない旨及びそ の理由を記載した申立書(1期分)	発行日から3か月以内の原本を添付してください。
⑤	印鑑登録証明書	
⑥	計画概要資料	設備更新・導入事業の場合は機器の操業環境の改善効果 がわかる資料(カタログなど)を提出してください。
⑦	経費積算に係る見積書(2社分)	見積書は2社分添付(2社から見積をとることが困難な 場合はその理由書を添付してください。)
⑧	工場設置認可が確認できる書類	新たに区役所(資源環境部 環境政策課)で書類を取り 寄せる場合は、担当部署で書類を準備するのに日数を要 するため、余裕をもって手続きいただくようお願いいた します。工場設置認可が不要な業種の場合は、その旨を

		ご連絡ください。
⑨	建物の建築確認が証明できる書類 (建築概要書・台帳証明の写し等)	設備更新・導入事業の場合は添付不要です
⑩	(耐震補強事業の場合) ・検査済証 ・耐火建築物又は準耐火建築物であることがわかる書類(建築確認済証又は建築確認申請書の写し等)	

※補助対象経費に撤去費を含む場合は、実績報告の際にマニフェスト(産業廃棄物管理票)の写しの提出が必要になります。

1. 目的

都内(板橋区内を含む)ものづくり企業等が、地域との共生を図るために取り組む各種事業に対し必要な助成金を交付することにより、都内ものづくり企業等の区内における事業の継続を支援するとともに、区内ものづくり産業の維持・発展を図ることを目的とします。

※「ものづくり企業等」とは、製造業又は機械修理業及びこれに準ずると板橋区長(以下「区長」という。)が認める事業を営む者とする。

2. 助成対象者

この助成金の対象となる者は次に掲げるすべてを満たす者としします。

(1) 法人の場合は、次に掲げるすべてを満たす都内中小企業者等であること。

ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する企業、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する企業であること。

イ 法人住民税、法人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

(2) 個人の場合は、次に掲げるすべてを満たす都内中小企業者等であること。

ア 区内において1年以上操業する事業者、又は区外において1年以上操業し、新たに区内へ移転する事業者であること。

イ 個人住民税、個人事業税及び固定資産税を滞納していないこと。

※「都内中小企業者等」とは、別紙要綱に定める要件を満たすものとする。



3. 助成対象事業

事業区分	目的
細事業	事業内容
操業環境改善事業	工場の操業により生じる騒音、悪臭、振動等に関して近隣住民等へ配慮
工場改修事業	区内の現工場及び区内の移転先工場における改修
工場移転事業	区内工場への移転及び区内工場の改修に伴う一時移転
設備更新・導入事業	区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入
住民受入環境整備事業	地域との共生を目的として行う
住民受入環境整備事業	助成事業者が保有する区内工場の外壁等美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等
耐震補強事業	次の条件を全て満たす助成事業者が保有する工場に対する耐震補強 1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の規定による建築確認を受けた鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物(プレハブ造は除く。)であって住居併設の建築物でないこと。 2 建築基準法第 10 条に基づく耐震改修に係る命令を受けていないこと。 3 原則として検査済証の交付を受けたもの。 4 都が定める特定沿道建築物ではないこと。 5 工場の周囲に住居が多くあり、発災時に倒壊等によって周囲に危険を及ぼすおそれがあること。
耐震診断事業	区内の現工場に対する耐震診断(建築物の耐震性の評価及び耐震補強の要否の判定を行うもの)
耐震設計事業	区内の現工場に対する耐震設計(耐震診断に基づく建築物の耐震補強工事のための設計)であって、以下の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が 0.6 相当未満であること。 イ 耐震診断について、専門機関による技術評定を受けていること。
耐震工事事業	区内の現工場に対する耐震工事(耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための補強工事)であって、以下の要件を満たすもの。 ア 耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が 0.6 相当未満であること。 イ 耐震改修工事後に、 I_s 値(構造耐震指標)が 0.6 以上となるよう設計された耐震補強に係る設計図書があること。 ウ 当該建築物の耐震診断及び耐震補強に係る設計図書について、専門機関による技術評定を受けていること。

※「改修事業」、「設備更新・導入事業」は、防音、防臭、防塵、防振等操業環境の改善を図るものです。
そのため、工業専用地域内は対象となりません。

※「移転」とは、工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して周辺環境及び近隣住民へ配慮するために行う移転等、操業環境の改善を図るものです。そのため、工業専用地域からの移転事業は対象となりません。

※上の表における、「2 工場の移転事業」の年度をまたぐ「一時移転」（①現工場➡一時移転先と②一時移転先➡現工場の移転が別年度の場合）については、例えば初年度に、①の経費と改修事業等の経費を合わせて 200 万円の補助金の交付を受けた場合に、翌年度以降に受けられる②の経費に対する補助金は 175 万円（375 万円－200 万円）までとなります。

①に係る補助金を申請せずに、②の経費に係る補助金のみを申請する場合は 375 万円が上限となります。補助対象経費に貸工場の賃料を含む場合の取り扱いについては、①の交付申請において、申請可能な賃料は、当該年度の 1 月 31 日支払い分までとします。2 月 1 日以降に支払った賃料については、②の交付申請時に請求してください。

※「設備更新」については、現在使用している設備を処分（廃棄・売却等）することが必要となります。また、設備処分により収入がある場合は、収入額から消費税分を除いた額を補助対象経費から除いてください。

※地域との調和・共生を目的としない住民受入環境整備事業（単なる外壁塗装等）は対象となりません。

※本助成金は、同一の目的・経費での 2 回以上の申請はできません。

活用例

- 【設備更新・導入事業】塗装吹付室内の排気ダクトを改修することで換気環境を改善し、周辺への悪臭を低減させる。
- 【設備更新・導入事業】防振マウントを設置することで、プレス機等を使用する際に発生する振動を低減させる。
- 【工場移転事業】操業にあたり生じる防音・防臭の対策が困難な貸工場のため、より操業環境に適した場所に立地している工場へ移転する。
- 【設備更新・導入事業】コンプレッサーの老朽化に伴い、近隣への騒音問題が生じているため、静音性の高いコンプレッサーへ入れ替える。
- 【工場改修事業】折機から生じる音の周辺への音漏れを防止するため、防音性能の高い壁面に改修する。
- 【設備更新・導入事業】操業により生じる粉塵の周囲への飛散を抑制するため、小型の防塵機を導入し、周辺環境の改善を図る。
- 【住民受入環境設備事業】地域住民を対象にしたオープンスペースを工場内に設ける。

設備更新・導入事業は操業環境改善効果が見込まれる既存機械の更新や操業環境改善効果が見込まれる機器の導入を対象とします。

新規の生産設備の導入や生産能力の向上のみを目的とするものは対象になりません。

4. 助成対象経費

事業区分	
細事業	助成対象経費
操業環境改善事業	
工場改修事業	①区内の現工場を改修するために必要な以下の経費 ア 現工場の改修に係る費用（施工費等） イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等） ②区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費 ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等） イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等） 上記①及び②の経費については、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。 ※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。
工場移転事業	①区内への工場移転に必要な以下の経費 ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等） イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等） ②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費 ア 改修等施工期間中の一時移転に係る区内貸工場の賃借費 イ アの一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等） ウ アの一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）
設備更新・導入事業	①区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費 ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等） イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等） ②区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入に必要な以下の経費 ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）
住民受入環境整備事業	
住民受入環境整備事業	住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）
耐震補強事業	
耐震診断事業	耐震診断を委託する経費 専門機関が行う技術評定に係る経費
耐震設計事業	耐震補強工事に係る設計を委託する経費 専門機関が行う技術評定に係る経費
耐震工事事業	耐震補強に係る工事費 耐震補強工事に係る施工監理等を委託する経費

5. 対象経費にならない例

- ・飲食代と認められるもの
- ・リース等について、事業実施期間外の期間に係るもの
- ・委託契約において、委託先の資産になるもの
- ・見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- ・助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象経費が区分できないもの
- ・手形、小切手またはクレジットカードにより支払いが行われている経費
- ・契約から支払いまでの一連の手続きが事業実施期間内に行われていないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・その他区長が助成対象でないと認める経費

6. 助成率、助成限度額等

事業区分			
細事業	助成率	助成限度額	助成対象の事業費
操業環境改善事業			
工場改修事業	助成対象経費の 4 分の 3 以内	3 7 5 万円	1 0 0 万円以上
工場移転事業			
設備更新・導入事業			
住民受入環境整備事業			
住民受入環境整備事業	助成対象経費の 4 分の 3 以内	3 7 5 万円	1 0 0 万円以上
耐震補強事業			
耐震診断事業	助成対象経費の 3 分の 2 以内	2 0 0 万円	5 0 万円以上
耐震設計事業		4 0 0 万円	1 0 0 万円以上
耐震工事事業		8 0 0 万円	2 0 0 万円以上

※助成金交付申請額の算出において、消費税は助成対象経費から除外して算出してください。

※同一者での申請は1つとします。申請額が375万円に満たなくても、同年度内に複数の申請をすることはできません。

※助成件数は、予算の範囲内までとします。

※申請が採用予定数を超えた場合は、申請額に応じて定率で減額し、交付額を決定します。

7. 全体スケジュール

令和7年4月21日（月） ～11月28日（金）	事前相談・申請受付期間
随時	審査会（交付対象企業の選定）
随時	助成金交付（不交付）決定通知
助成金交付決定後	事業開始 助成対象事業に係る購入・工事等契約の締結
事業完了から一か月以内 かつ 令和8年1月30日（金）まで	事業完了・実績報告の提出
（実績報告書提出後）	完了現地検査 助成金額確定 助成金交付請求 助成金受領

8. 事業実施期間

助成金交付決定日から令和8年1月30日（金）まで

※事業実施期間中に支払いが完了している必要があります。

9. 事前相談

申請を希望する事業者様は、必ず事前相談を行ってください。事前相談の無い書類は受付できかねます。あらかじめご了承ください。

相談方法：窓口または現地（原則対面）

＜相談先＞

板橋区 産業経済部 産業振興課 工業振興係

〒173-0004 東京都板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター5F

メール：sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp

※窓口へお越しの際は、必ず事前にご連絡ください。

※連絡なくお越しになった場合、しばらくお待ちいただくか、別日にご相談いただくことがございます。

10. 申請

- (1) 申請受付期間：令和7年4月21日（月）～11月28日（金）
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

- (2) 提出方法

電子申請サービス（LoGo フォーム）にて申請してください。

※LoGo フォームのURLについてはHPをご確認ください。

※申請書への一部添付書類については、下記担当部署までお問い合わせください。

【建物の建築確認が証明できる書類】について

板橋区 都市整備部 建築指導課 建築庶務係 TEL：03-3579-2571

【工場設置認可の確認ができる書類】について

板橋区 資源環境部 環境政策課 生活環境保全係 TEL：03-3579-2594

11. 審査

提出していただいた書類に基づき、申請された事業が助成対象事業であるか、及び対象経費が適正であるかについて審査会を行います。

- (1) 審査会について

「板橋区ものづくり企業地域共生推進助成金交付審査会」にて、申請内容を審査します。

- (2) 審査の流れ

①申請書類受付：令和8年1月30日（金）まで

②審査会の開催：随時

12. 助成金交付決定

提出していただいた書類に基づき、申請された事業が助成対象事業であるか、及び対象経費が適正であるかについて審査を行い、各企業への助成金交付を決定します。なお、多数の申請により助成金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた場合は、申請額に応じて定率で減額し、交付決定額を決定します。

次の場合は、助成金交付対象から外れ、不交付となります。

- (1) 申請された事業が助成対象事業でないとき。
(2) 対象経費が適正でないとき。

13. 助成金の交付に関する留意点

- (1) 国、都道府県、板橋区、他の区市町村、（公財）東京都中小企業振興公社、（公財）板橋区産業振興公社等から同一内容の助成を受け、又は交付決定を受けた中小企業者は、本助成金の交付は受けられません。
- (2) 税の未納又は滞納がある場合は、本助成金の交付は受けられません。
- (3) 採択された場合であっても、予算の都合等により申請金額より減額される場合があります。
- (4) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (5) 助成金の交付対象となる事業は、交付決定日以降に着手（契約行為を含む）した操業環境改善事業となります。
- (6) 「事業完了」とは補助事業終了後、経費の支払いまで終えた状態を指します。
- (7) 助成対象の工事の他、助成対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約先を別にしてください。

両工事の性質上、契約先を別にすることができない場合、契約先は同じでも、契約を分けた上、工事の実施期間を別にしてください。（工事の実施時期を別にすることは、一方の工事が完了後に、もう一方の工事の契約を行い、工事を実施することです。）

14. 助成対象事業の変更・中止等

助成事業者は、申請した事業内容に、下記に掲げる事由のいずれかが生じることが見込まれる場合、あらかじめ、変更等承認申請書（第3号様式）を板橋区に提出し、承認を受けなければなりません。下記項目のうち①、②の最終変更時期は令和7年12月12日（金）までとします。なお、事業の変更が認められた場合でも、交付確定額が交付決定額を上回ることはありません。

- ①助成対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- ②助成対象事業の経費の20%を超えて変更しようとするとき。
- ③助成対象事業を中止しようとするとき。

15. 実績報告

助成事業者が本事業を完了したときは、支払いが完了してから1か月以内かつ、令和8年1月30日（金）までに実績報告書を提出しなければなりません。実績報告書（第4号様式）には、事業完了及び事業経費の支出を明らかにするものとして、下記書類の添付が必要となります。

実績報告書および下記書類は、電子申請サービス(LoGo フォーム)にてご提出ください。

< 共通書類 >

①見積書

②契約書（契約内容・契約日・契約金額・契約先が確認できるもの）

③納品書（工事及び作業の完了が証明できるもの）

④請求書

⑤領収書（支払日・支払金額・支払先が記載されているもの）

⑥助成事業により購入した機械装置や備品の配置、工事等箇所がわかる図面及び写真
（設備更新をした場合）

⑦処分事業者による引取書の控えなど
（移転した場合）

⑧工場（変更）認可書の写し

⑨法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款の写し
（撤去費を補助対象経費に含む場合）

⑩マニフェスト（産業廃棄物管理票）
（旧設備の売却がある場合）

⑪収入のわかる書類

※上記①～⑤については、写しをご提出ください。また、支払先の社判を押印したものがが必要です。

※上記①～⑤は、助成事業専用とし、通常業務との一括処理はしないでください。

※②については、発注書と発注請書で代用が可能です。

※銀行振込の場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

※⑧、⑨については、申請時より変更がなければ提出の必要はありません。

※移転先の工場が工場認可の対象外になった場合は、⑧の代わりに、その旨を記載した書類と移転前工場の工場廃止届出書を提出してください。

※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

16. 助成金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、板橋区が書類確認や現地確認を行い、助成金額を確定します。
原則として、本事業終了後の助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は助成対象外となります。
- (2) 助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

17. 助成金の交付

助成事業者は、助成金交付額確定通知を受理した後、交付請求書を板橋区に提出します。
板橋区は、請求書に基づき助成金を指定口座に振り込みます。

18. 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 本事業終了後3年間は、毎年度、対象となる工場の操業状況報告書（第7号様式）を提出するとともに、終了後5年間は必要に応じて本事業に関係する調査に協力しなければなりません。
- (2) 本事業終了後、5年間は板橋区内で継続して操業しなければなりません。
- (3) 財産管理及び処分の制限について
- ① 助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければなりません。
 - ② 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければなりません。
 - ③ 取得財産を処分（補助金交付の目的外使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、債務の担保に供する）しようとする場合、とするときは、事前に承認を受けなければなりません。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りではありません。
 - ④ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部は納付しなければなりません。（納付額は当該処分財産に係る助成金額が限度です。）
- (4) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (5) 本事業の進捗状況の確認のため、実地検査が入ることがあります。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

19. 財産の帰属等

助成事業により取得した機械装置等の設備及び備品等の財産権は、助成事業者に帰属するものとします。

20. その他

- (1) 採択となった場合には事業概要、企業名、代表者名等を公表する場合があります。
- (2) 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (3) 本事業終了後、事業の成果について、必要に応じて助成事業者に発表していただくことがあります。